

R 5 小松島ステーションパーク改修工事詳細設計業務
プロポーザル実施要領

令和5年12月

小松島市都市整備部都市整備課

1 趣旨

小松島ステーションパークは供用開始後、30年以上が経過しており、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている。

また、急速に進む少子高齢化・人口減少社会のなかで持続可能な都市を維持し、魅力ある街づくりを推進するため、本市では第6次総合計画（後期計画）において、にぎわいの創出や公共空間を活かした憩いの場の創出を施策として掲げるとともに、令和5年3月には、小松島ステーションパークが配されている本港地区と中心市街地の活性化を目的とした基本構想戦略を取りまとめた。

これらの背景を踏まえ、小松島ステーションパークを、子育て世代を中心に、若者や高齢者など、あらゆる世代が集い交流し、にぎわいと憩いが共存する公園として目指すこととした。

本要領は、小松島ステーションパーク改修工事詳細設計業務を委託するにあたり、委託業者の知見を活かした優れた提案を求め、公募型プロポーザル方式により優先交渉者を選定するための各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 発注者

小松島市長 中山 俊雄

（担当部署）

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

小松島市都市整備部都市整備課

電話：0885-32-2118 FAX：0885-33-2104

メールアドレス：toshiseibi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

3 業務概要

（1）業務名

R5 小松島ステーションパーク改修工事詳細設計業務

（2）業務内容

別添の「R5 小松島ステーションパーク改修工事詳細設計業務要求水準書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日の翌日から240日間

（4）提案上限額

24,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、見積金額が提案上限額を超過した場合は失格とする。

4 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定する。

5 参加資格

本提案方式への参加者は、単独事業者又は設計共同体とし、次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

A：共通要件

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

（2）小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (3) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 安定的かつ健全な財務能力を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っていないこと。
- (7) 単独事業者、設計共同体の各構成員は、本プロポーザルの他の単独参加者又は設計共同体の構成員ではないこと。

B：単独事業者が満たすべき要件

- (1) 令和4・5年度の小松島市一般（指名）競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登載された者であること。【※県内・県外ともに可。】
- (2) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 過去15年間に、元請又は設計共同体の代表構成員として、国又は地方公共団体が発注した「公園、緑地又は広場等の新築工事の設計業務」もしくは「公共建築物の新築工事の設計業務」を行い、引き渡した実績を要すること。
- (4) 小松島市内で行う打ち合わせやワークショップ等に常時、対面で参加できる者であること。

C：設計共同体の構成員が満たすべき要件

- (1) 全ての構成員が、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 代表構成員が、過去15年間に、元請又は設計共同体の代表構成員として、国又は地方公共団体が発注した「公園、緑地又は広場等の新築工事の設計業務」もしくは「公共建築物の新築工事の設計業務」を行い、引き渡した実績を要すること。
- (3) 全ての構成員が、小松島市内で行う打ち合わせやワークショップ等に常時、対面で参加できる者であること。
- (4) 設計共同体にて本プロポーザルへ参加する場合の構成員数は3者以内とし、令和4・5年度の小松島市一般（指名）競争入札参加資格業者名簿（県内 測量・建設コンサルタント等）に登載された者を1者以上含むこと。
- (5) 設計共同体の各構成員の出資比率の最小限度は、構成員数によって異なるものとし、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とすること。
- (6) 全ての構成員にて、設計共同体協定書を締結すること。
- (7) 設計共同体の名称は、構成員数が2者の場合は「代表構成員名・構成員名・小松島ステーションパーク改修工事詳細設計共同体」とし、3者の場合は「代表構成員名・構成員名・構成員名・小松島ステーションパーク改修工事詳細設計共同体」とすること。

D：技術者の資格要件等

(1) 管理技術者

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を配置し、本プロポーザル参加者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。（3ヶ月以上の雇用を証明する資料を提出すること。）なお、資格を証明する資料（免許の写し等）及び実務経験年数を証明する資料（事業者との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等））を添付すること。

なお、本プロポーザルに設計共同体として参加する場合は、代表構成員に所属していること。

(2) 主任技術者

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を配置し、本プロポーザル参加者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。（3ヶ月以上の雇用を証明する資料を提出すること。）なお、資格を証明する資料（免許の写し等）及び実務経験年数を証明する資料（事業者との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等））を添付すること。

(3) 照査技術者

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を配置し、本プロポーザル参加者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。（3ヶ月以上の雇用を証明する資料

を提出すること。)なお、資格を証明する資料(免許の写し等)及び実務経験年数を証明する資料(事業者との雇用関係を証明する資料(健康保険証の写し等))を添付すること。

(4) 技術者の併任

管理技術者、主任技術者及び照査技術者の併任は可能とする。

6 制限事項等

(1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに応募することができない。

- ①本プロポーザルの受注者特定審査委員会の委員及びその親族
- ②本プロポーザルの受注者特定審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織に属する者

(2) 提案は、1提案者、1事務所等につき、1のみとし、複数提案した場合は、その全てを無効とする。

7 実施スケジュール

・公募開始	令和5年12月1日(金)
・質問書の受付	令和5年12月8日(金)まで
・質問書の回答日	令和5年12月14日(木)
・参加表明書受付締切日	令和5年12月20日(水)まで
・参加資格確認等結果通知送付	令和5年12月27日(水)
・応募書類(提案書)の提出期限	令和6年1月31日(水)まで
・プレゼンテーションによる提案内容審査	令和6年2月中旬(予定)
・提案書の特定(受注候補者の特定)	令和6年2月中旬(予定)
・受注候補者との契約	令和6年2月下旬(予定)

8 質問書の受付・回答

本提案方式に関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式1)

(2) 提出期限

令和5年12月8日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

提出後、電話により到着確認を行うこと。

なお、他の方法による質問書は一切受け付けない。

(4) 提出先

小松島市都市整備部都市整備課

メールアドレス: : toshiseibi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和5年12月14日(木)を目途に小松島市ホームページで公開する。但し、質問事項が重複していると市が判断したものは、整理して回答する。また、意見表明など本件の趣旨から離れているものや、回答に対する再質問への回答は行わない。

9 参加表明書等の提出

本参加表明書は、「小松島ステーションパーク改修工事詳細設計」の業務委託にあたり、最適な委託契約候補者を選定するためのものである。

(1) 提出書類

①プロポーザル参加表明書（様式2-1又は様式2-2）

②会社概要（様式3）

【添付書類】

ア 建築士事務所の登録証明書

イ 法人にあっては、法人登記簿謄本（3箇月以内のもの）及び記載事項を証する書面
ウ 会社の沿革、組織がわかる書類（パンフレット等でも可）

エ 直近3期分の貸借対照表及び損益計算書

※設計共同体として参加する場合においては、上記のアからエにつき、全構成員分をそれぞれ提出すること。

③業務実績（様式4）

過去15年間（平成20年4月1日から令和5年3月31日まで）に、元請又は設計共同体の代表構成員として、国又は地方公共団体が発注した「公園、緑地又は広場等の新築工事の設計業務」もしくは「公共建築物の新築工事の設計業務」を行い、引き渡した実績（5件以内）を記載すること。実績として記載した業務に係る契約書等（テクリスも可）の写しや設計対象物の面積規模等が確認できる書類を添付すること。

④管理技術者経歴書（様式5）

【添付書類】

ア 管理技術者として携わった実績として記載した業務に係る契約書等（テクリスも可）の写しや設計対象物の面積規模等が確認できる書類

イ 事業者との雇用関係を証明する資料の写し

ウ 業務経験年数及び保有資格を確認できる資料の写し

エ 受賞歴を確認できる表彰状等の写し ※（別紙1）受賞歴の対象を参照すること。

⑤主任技術者経歴書（様式6）

【添付書類】

ア 主任技術者として携わった実績として記載した業務に係る契約書等（テクリスも可）の写しや設計対象物の面積規模等が確認できる書類

イ 事業者との雇用関係を証明する資料の写し

ウ 業務経験年数及び保有資格を確認できる資料の写し

エ 受賞歴を確認できる表彰状等の写し ※（別紙1）受賞歴の対象を参照すること。

⑥照査技術者経歴書（様式7）

【添付書類】

ア 事業者との雇用関係を証明する資料の写し

イ 業務経験年数及び保有資格を確認できる資料の写し

⑦誓約書（様式8）

※設計共同体にて参加の場合は、全構成員分をそれぞれ作成すること。

⑧国税及び地方税の滞納がないことの証明書

※単独事業者にて参加の場合は、提出を省略することができる。

※設計共同体にて参加の場合は、全構成員分をそれぞれ提出すること。但し、令和4・5年度の小松島市一般（指名）競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登載された者の証明書は省略することができる。

⑨設計共同体協定書（参考ひな形：様式9）

※設計共同体にて参加する場合のみ提出すること。

⑩使用印鑑届（様式10）

※設計共同体にて参加する場合のみ提出すること。

(2) 提出期限

令和5年12月20日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」に限る）。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物

の到着確認を行うこと。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市都市整備部都市整備課（市役所2階）

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

(5) 提出部数

正本1部（代表者印を押印したもの）

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、書面により通知する（令和5年12月27日（水）発送予定）。

10 辞退届の提出

参加申込後、本提案方式への参加を辞退する場合は、必ず辞退届（様式11）を提出しなければならない。なお、設計共同体にて参加表明書を提出した場合においては、代表構成員のみの提出で可とする。また、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを被ることはないものとする。

11 提案書の提出

本提案方式に関する提案書は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

①提案書表紙（様式12）

代表者印を押印し、提案書の鑑表紙として提出すること。設計共同体として参加を表明している場合は代表構成員名で提出すること。

②技術提案（様式13）

指定の様式（A4サイズ）に、本プロポーザルの設計手法や実施要領10ページ目のC 提案及び面接に関する事項の表内（①：設計方針から⑤：集客性）の判断基準につき、基準を満たすために取り組む内容をそれぞれ明記することとし、必ず4枚以内での提出とすること。

③取組方針（様式14）

指定の様式（A4サイズ）に、業務の実施体制、工程計画、業務フローや、実施要領10ページ目のC 提案及び面接に関する事項の表内（⑥：ワークショップ）の判断基準につき、基準を満たすために取り組む内容を明記することとし、必ず2枚以内での提出とすること。

④完成イメージ図（任意様式）

様式は任意であるが、A4サイズにて、必ず5枚以内での提出とすること。なお、実施要領10ページ目のC 提案及び面接に関する事項の表内（⑦：完成イメージ等）の判断基準につき、基準を満たすために取り組む内容を図内に示すこと。（文字を用いることも可とする。）

⑤見積書（任意様式）

見積書は、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）以内の見積金額を記載すること。

(2) 提出期限

令和6年1月31日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」に限る）。郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(4) 提出先

小松島市都市整備部都市整備課（市役所2階）

住所：〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

(5) 提出部数

提出書類①～⑤の順序で製本し、表紙の次項から通し番号を付け、簡易なA4ファイル（左綴じ）で提出すること。

- 正本1部（代表者印を押印したもの）
- 副本10部（正本の写し）
- 副本については、社名・社員等の提案者が特定される情報を削除又は黒塗り等で判読不能とすること。
- CD-R1枚（正本をPDF形式で保存したもの）

1.2 審査方法等

(1) 事業者選定会議の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、小松島ステーションパーク改修工事詳細設計業務受注者特定審査委員会を設置（以下「審査委員会」という。）する。但し、参加資格の有無については、都市整備課事務局において審査及び確認を行うこととする。

(2) 審査委員会

提案内容の審査は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング（プレゼンテーション：15分、ヒアリング：15分程度）により実施する。プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の管理技術者が行うこととし、ヒアリングについては、それ以外の者も可とする。参加者は、管理技術者を含め3名以内とする。プレゼンテーションの際、追加資料（模型を含む）の提示は認めない。発注者は、映写スクリーン、電源供給設備、プロジェクターのみを用意する。パソコン等それ以外に必要とされる機器、道具等がある場合は提案者が用意すること。

(3) プレゼンテーション参加の制限

本プロポーザルへの参加表明者が多数となる場合には、審査委員会において提案書の内容を総合的に審査し、プレゼンテーション参加者を選定する。また、提案内容が基準を満たさない場合においては、プレゼンテーションへの参加を認めない。

(4) 審査方法

本プロポーザルの審査は、審査委員会において各委員が評価を行うものとする。なお、配点については「(別表) 提案書を特定するための評価基準」のとおりとする。提案書の審査は、各提案書の評価点を算定し、総合評価点の最も高い提案者を受注候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選定する。同点の者がいる場合は、委員の多数決をもって受注候補者を選定する。参加者が1提案者だけの場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準（評価点が満点の6割以上の点数）を満たしている場合は、その1提案者を受注候補者として選定する。

(5) 審査結果

審査結果は、令和6年2月中旬を目途に提案者に対し結果通知書により通知するとともに、本市ホームページでも公表するものとする。なお、審査結果に関する異議申立てについては、受け付けないものとする。

1.3 提案者の失格事項

提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
- (5) 選考の公平性に反する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委

員会が失格であると認めた場合

1 4 契約手続等

(1) 契約の締結

契約は、仕様書及び受託候補者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約を締結するものとする。

提案書に記載され、審査において評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。但し、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受注候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。

また、これにより、契約内容及び契約額の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

(2) 契約保証金

契約保証金については、小松島市契約規則（昭和49年3月30日制定）第23条の規定を適用する。

(3) 変更契約

市及び受注候補者との協議により、業務内容の一部を変更することがある。

1 5 その他

(1) 本件の提案方式に係る経費は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。但し、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 提出された書類は、返却しないものとする。

(4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。

(5) 参加表明書等に記載した配置技術者の変更は、特別な場合を除き認めない。但し、やむを得ない理由等がある場合は、市に協議すること。

(6) 提出された書類等は、小松島市行政情報公開条例（平成12年条例第47号）で定める行政情報として取り扱うものとする。

(7) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議したうえで決定するもので、受託候補者の特定をもって、提案者の提案内容全てを了承するものではない。

(8) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

(9) 本事業は社会資本整備総合交付金の都市公園事業を活用している。

(別表) 提案書を特定するための評価基準

A 参加表明者の経験及び能力に関する事項

評価項目			評価の着目点	評価点
			判断基準	
参加表明者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>(様式4)</p> <p>過去15年間の実績につき、次の順位で評価する。</p> <p>①『10,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』</p> <p>②『5,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 又は『5,000㎡以上の公共建築物の設計実績が3件以上あり』</p> <p>③『3,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 又は『5,000㎡以上の公共建築物の設計実績あり』</p> <p>④『1,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 又は『公共建築物の設計実績が5件あり』</p> <p>⑤『公共建築物の設計実績が3件以上あり』</p> <p>⑥『上記のいずれにも該当しない場合』</p> <p><u>※設計実績は基本設計、詳細設計ともに可とする。</u></p> <p><u>※公共建築物の設計には、建築工事に付随する外構等の設計を含むことも可とする。</u></p> <p><u>※設計実績は新築工事の設計業務のみ対象とする。</u></p> <p><u>※上記の判断基準に複数該当がある場合は、最上位の評価点を採用する。</u></p>	<p>① 10点</p> <p>② 8点</p> <p>③ 6点</p> <p>④ 4点</p> <p>⑤ 2点</p> <p>⑥ 加点数なし</p>
	管理技術者の経験及び能力	専門技術力	業務実績	<p>(様式5)</p> <p>管理技術者として携わった過去15年間の実績につき、次の順位で評価する。</p> <p>①『10,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』</p> <p>②『5,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 又は『5,000㎡以上の公共建築物の設計実績が3件以上あり』</p> <p>③『3,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 又は『5,000㎡以上の公共建築物の設計実績あり』</p> <p>④『1,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 又は『公共建築物の設計実績が5件あり』</p> <p>⑤『公共建築物の設計実績が3件以上あり』</p> <p>⑥『上記のいずれにも該当しない場合』</p> <p><u>※設計実績は基本設計、詳細設計ともに可とする。</u></p> <p><u>※公共建築物の設計には、建築工事に付随する外構等の設計を含むことも可とする。</u></p> <p><u>※設計実績は新築工事の設計業務のみ対象とする。</u></p> <p><u>※上記の判断基準に複数該当がある場合は、最上位の評価点を採用する。</u></p>

管理技術者の経験及び能力	専門技術力	<p>受賞歴・経験年数</p> <p>(様式5) 管理技術者の受賞歴や経験年数につき、次の順位で評価する。</p> <p>①『受賞歴が3件』 ②『受賞歴が2件』 ③『受賞歴が1件』又は『業務経験年数が15年以上』 ④『業務経験年数が10年以上』 ⑤『業務経験年数が5年以上』 ⑥『上記のいずれにも該当しない場合』</p> <p><u>※受賞歴については、(別紙1) 受賞歴の対象を参照すること。</u> <u>※上記の判断基準に複数該当がある場合は、最上位の評価点を採用する。</u></p>	<p>① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点 ⑥ 加点なし</p>
主任技術者の経験及び能力	専門技術力	<p>業務実績</p> <p>(様式6) 主任技術者として携わった過去15年間の実績につき、次の順位で評価する。</p> <p>①『10,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 ②『5,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 又は『5,000㎡以上の公共建築物の設計実績が3件以上あり』 ③『3,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 又は『5,000㎡以上の公共建築物の設計実績あり』 ④『1,000㎡以上の公園、緑地又は広場等の設計実績あり』 又は『公共建築物の設計実績が5件あり』 ⑤『公共建築物の新築工事の設計実績が3件以上あり』 ⑥『上記のいずれにも該当しない場合』</p> <p><u>※設計実績は基本設計、詳細設計ともに可とする。</u> <u>※公共建築物の設計には、建築工事に付随する外構等の設計を含むことも可とする。</u> <u>※設計実績は新築工事の設計業務のみ対象とする。</u> <u>※上記の判断基準に複数該当がある場合は、最上位の評価点を採用する。</u> <u>※本プロポーザルにおいて、管理技術者と主任技術者を併任とした場合、本項目は加点なしとする。</u></p>	<p>① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点 ⑥ 加点なし</p>
主任技術者の経験及び能力	専門技術力	<p>受賞歴・経験年数</p> <p>(様式6) 主任技術者の受賞歴や経験年数につき、次の順位で評価する。</p> <p>①『受賞歴が3件』 ②『受賞歴が2件』 ③『受賞歴が1件』又は『業務経験年数が15年以上』 ④『業務経験年数が10年以上』 ⑤『業務経験年数が5年以上』 ⑥『上記のいずれにも該当しない場合』</p> <p><u>※受賞歴については、(別紙1) 受賞歴の対象を参照すること。</u> <u>※上記の判断基準に複数該当がある場合は、最上位の評価点を採用する。</u> <u>※本プロポーザルにおいて、管理技術者と主任技術者を併任とした場合、本項目は加点なしとする。</u></p>	<p>① 5点 ② 4点 ③ 3点 ④ 2点 ⑤ 1点 ⑥ 加点なし</p>
小計			30

B 価格に関する事項

評価項目	評価の着目点		評価点
	判断基準		
価格点	$(1 - \text{「提案価格」} / \text{「提案上限額」}) \times 100$ ※価格点は、上記計算式にて算出（小数第2位を四捨五入し小数第1位まで求める）した数値とする。 ※但し、満点の評価点は20点とする。		20
小計			20

C 提案及び面接に関する事項

評価項目	評価の着目点		評価点		
	判断基準				
技術提案・取組方針	①	設計方針	設計上、特に重視する事項などに対し、考え方や手法は明確であるか	10	
		設計を進める上での課題の認識が的確であり、対応方法は具体的であるか	10		
	②	業務実施方針	本業務の趣旨【目的・内容・条件等】に沿った方針となっているか	10	
	③	経済性	整備工事費用が上限額【3億3千万円】に収まるための工夫がされているか	10	
			維持管理費用を低減するための工夫がされているか	10	
	④	独創性	提案内容及び手法に独創性があり、提案者が有するノウハウなどが生かされているか	10	
	⑤	集客性	人を呼び込み、リピート率を上げるための工夫がされているか	10	
			ユニバーサルデザインやバリアフリー等に配慮した提案であるか【公園内トイレ含む】	10	
	⑥	ワークショップ	どのようなワークショップ【内容や対象者等】を開催するか	10	
			民意の反映をどのように図るか	10	
	⑦	完成イメージ等	魅力的なゾーニング計画となっているか	10	
			「本港地区みなとまちづくり基本構想」に位置づける各拠点施設との動線計画や繋がりが適切であるか	10	
	面接	⑧	プレゼンテーション及びヒアリング	提案資料はわかりやすく、プレゼンテーションでは、その内容を補完する説明がされているか	10
			質疑に対する的確な対応ができるか	10	
業務に取り組む積極性が見られるか			10		
小計			150		
合計			200		